

気象警報発表時の対応について

岐阜県立大垣桜高等学校

岐阜地方気象台から、学校所在地域（大垣市及び安八町）、生徒が居住する地域、通学する経路の地域に、気象警報のいずれかが発表された場合は、以下のとおりとする。

【気象警報】 暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報

1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) 学校所在地域（大垣市及び安八町）に警報が発表されている場合、自宅で待機し、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。
- (2) 生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、学校所在地域（大垣市及び安八町）に警報が発表されていない場合、自宅で待機し、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとするので、必ず学校へ連絡する。

（ア）午前6時30分までに警報が解除された場合は、通常通りの授業を行う。

（イ）午前6時30分から午前11時までに解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始する。

（ウ）午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止し、家庭学習とする。

ただし、（ア）（イ）の場合、通学経路の道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や公共交通機関が停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。（自宅学習とする。）これらの場合、必ず学校へ連絡する。

2 登校中に警報が発表された場合

- (1) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。ただし、状況によっては、公共施設への避難など安全な行動をとる。どちらの場合も必ず学校へ連絡する。
- (2) また、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅をさせる。
- (3) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から保護者へ連絡（一斉配信メール）する。
- (4) 警報解除後、学校の指示により下校する。その場合、学校から保護者へ連絡（一斉配信メール）する。帰宅後、自宅へ到着したことを必ず学校へ連絡する。

4 その他

- (1) 各家庭で非常変災時における複数の帰宅方法や連絡方法を決めておくこと。
- (2) 気象情報は市町村ごとに発表されるので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。

電話 学校：0584-62-6131 担任：

平成29年3月1日変更